

# 選定療養費とは

これは、平成4年度の医療法改正により、医療施設はその規模や特質に応じて機能分担を目的に設けられた制度です。初期の診療は地域の医院・診療所で受診いただき、高度・専門医療は大きな病院で行うことにより、限られた医療資源の有効活用、大きな病院の混雑緩和など、医療の合理化を図ることを目的としています。

当院では、初診時に他の診療所や病院などからの紹介状をお持ちでない患者様には、通常の初診料等の医療費とは別に、選定療養費として、

**8,640円**（※15歳未満の方は5,400円）

をご負担いただいております。

初診患者様は以下の方が対象となります

- ①初めて当院の診察を受ける方
- ②患者様の都合で1年以上、受診されていない方  
（健診・予防接種は除く）

**初診で受診される患者様は  
他の医療機関からの紹介状をご持参ください**

※接骨院、整骨院からの紹介状は対象外となります。

紹介状をお持ちの患者様につきましては

- 初診時の選定療養費（8,640円）をご負担頂いておりません
- 外来の受診予約をお取りすることができます。  
地域医療サービスセンター窓口でご相談ください。

電話：06-6131-2955（直通）  
FAX：06-6312-8620（直通）

**北野病院**